

## 論点 [ 事例問題 1 ]

### 問1 起案

原告らの主張に対する被告の認否と反論及び主張の起案を求めるもので、次の点が論点となる。

- 1．特許発明の構成と被告製品の構成について、一致点と相違点を十分認識しているか。
- 2．構成の相違による作用効果の違いを認識しているか。
- 3．均等侵害の主張に対する反論が適切になされているか。
- 4．無効の抗弁をどのように位置付けているか。
- 5．全体としてまとまった主張をしているか。

### 問2 小問

- (1) 特許権を侵害する旨の一審判決が確定し、その判決に従った履行もなされた後に特許が無効となった場合の、回復手段の有無及びその根拠について問うもので、特許を無効とする審決の確定は、再審の事由に当たると解されている（民事訴訟法第338条第1項第8号）。
- (2) 特許法第73条は特許権の共有について定めているが、物（有体物）の共有について特許法第73条と対比して、民法によればどうなるのかを問うものである。 の共有持分の譲渡は、他の共有者の同意を必要とせず自由であり、 の共有物の使用は、共有物の全部につき持分に応じてすることができる（民法第249条）。